

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和元年度第4回津市地域自立支援協議会
2 開催日時	令和2年2月13日(木) 午後2時から午後3時5分まで
3 開催場所	津リージョンプラザ2階 第2会議室
4 出席した者の氏名	(津市地域自立支援協議会委員) 池田 修一、市川 知律、岡田 雅人、 高鶴 かほる、谷口 美代、千草 篤麿、塚本 順久、 内藤 充彦、藤川 保代、増田 登志子、又市 婦美子、 丸橋 恒子、本弘 路可、山内 隆治、横山 美香 (事務局) 健康福祉部長 國分 靖久 健康福祉部次長 坂倉 誠 障がい福祉課長 松田 孝行 障がい福祉課調整・障がい福祉担当主幹 堀川 義隆 障がい福祉課障がい福祉担当主幹 山脇 由佳 津市基幹障がい者相談支援センター 三栗 陽子 津市地域障がい者相談支援センター 高村 小百合
5 内容	議事 1 地域生活支援拠点等の整備について 2 津市障がい福祉総合プランの策定について 3 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	1人
8 担当	健康福祉部 障がい福祉課 障がい福祉担当 電話番号 (059) 229-3157 E-mail 229-3157@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

(事務局) 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは定刻となりましたので、令和元年度第4回津市地域自立支援協議会を開催いたします。本会議につきましては、津市情報公開条例第23条の規定に基づき公開として一般市民の方の傍聴席を設けるとともに、会議の結果につきましては、議事録を作成のうえ、津市のホームページで公開させていただくこととなりますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。なお、本日は傍聴者1名、お越しいただいております。本日の出席委員は委員19名中15名でありますので、津市地域自立支援協議会設置要綱第6条第2項の規定により過半数の出席を得られておりますことから、この会議は成立していることをご報告させていただきます。

それでは、津市地域自立支援協議会設置要綱第6条第1項の規定により、千草会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(千草会長) それでは早速、議事に入っていきたいと思います。

今日は1つ目が地域生活支援拠点等の整備について、2つ目が津市の障がい福祉総合プランの策定について、その他ということになっておりますので、まず、地域生活支援拠点等の整備について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は地域生活支援拠点等の整備についてをご覧ください。津市はこれまで、面的整備型で地域生活支援拠点等を設置する方向で考えていまして、3ページ、4ページ目、5ページ目までが経緯でございます。

前回の会議で、ご意見を頂戴した中で、生活支援拠点等を設置するに当たって検討が必要なものを、こちらにまとめました。

中でも対象者、緊急時の定義、コーディネーター、受け入れ先、指定特定相談支援事業所について、ご意見の中で多く出されたところをまとめております。

まず対象者について、どういった方を対象にするのかということをご意見いただきまして、対象者の登録制ということを導入してはどうかと提案させていただきまして、その登録方法や内容に関しては、地域生活支援拠点等整備検討委員会で今後、検討していくこととさせていただきます。

緊急時について、緊急時とはどういう時のことを想定しているのかということです。緊急時のレベル、家族の状況等、定義が必要ということで、こちらも前回の会議で意見を頂戴しまして、その後、整備検討委員会で協議をしております。

次に、コーディネーターについて、津市基幹障がい者支相談援センターの対応の方法についても、これから検討していくこととなります。

受け入れ先については当初、津市としては事業所の負担ということを検討し、

短期入所については輪番制ということをご提案させていただいていたのですが、利用者の特性と希望に沿うような受け入れ先を確保したほうがいいのではないか、というご意見をいただいております。

特定相談支援事業所についてはリスクマネジメント、普段から緊急時に備えて対応方法等を準備しておくなどといった相談支援専門員のスキルアップが大事だということをご意見いただいております。

これらの意見を頂戴した中で令和2年1月29日に、第3回目の地域生活支援拠点・基幹障がい者相談支援センター整備検討委員会を開催し、具体的な検討をしてまいりました。

令和2年度に、津市に地域生活支援拠点等を設置するため具体的にどのような準備があるかということを中心に検討してまいりました。

1番としては対象者と、それから緊急時に必要な情報というのを登録する。また、どのように登録するかということを検討しました。2番目は緊急時の定義、3番としては緊急短期入所事業所等の受け入れ先の確保、4番目が24時間対応可能な相談機能ということ、この4点を話し合いました。資料では、8ページ以降になります。1番の対象者及び緊急時に必要な情報の登録というところで、対象者というのは大きく分けて、障がい福祉サービス等を利用して指定特定相談支援事業所が付いている方、それと指定特定相談支援事業所を利用していない方についてどうするか、ということを検討させていただきました。

指定特定相談支援事業所が付いている方については、担当の相談支援専門員がサービス等利用計画案等を作成する時、あるいはモニタリングといった時に緊急時に備えて利用者の希望を聞きながら登録をしていってはどうかというような意見をいただきました。

指定特定相談支援事業所を使っていない方、セルフプランや他のサービス、日中一時支援だとか、移動支援というサービス等利用計画をつくる必要がないようなサービスを使っている方については、本人が申し出て登録を行う。登録する場所として考えられるのが本庁とか総合支所を含めての津市役所、それと地域障がい者相談支援センターに相談していただくとか、利用している日中一時等の関係している事業所にご協力いただきまして、登録してはどうかというところで意見をいただいております。

また、緊急時の定義について、はっきりしておかないと、登録するにしてもどういったことを想定して登録するかが分からないので、緊急時の定義というのをきちんと地域生活支援拠点等の整備検討委員会で定義づけをしていこうという意見をいただき、まとめました。例えば、家族や介護者の疾病等で、本人が一人で自宅で過ごすことができない状態、虐待の疑いがある状態、それから本人さんの状態の悪化等です。これらについては緊急時の定義の中に入れてもいいか

もしれないというところで、さらに具体的に段階や状況を検討委員会で、詳しく検討していくことになりました。

次に、緊急短期入所事業所等の受け入れ先の確保になります。前回の会議のときに、事業所を輪番制で対応と提案しましたところ多くのご意見をいただきました。

受け入れに際しては、受け入れ先の短期入所事業所がどのような情報を必要としているのかというところをきちんと整理をすること。利用者さんが希望する事業所の登録を行う。しかしながら、登録すれば必ず利用可能というものでもないで、やはり見学に行ったほうがいいのではないかとか、利用をしてみてもどうかなど、今後、検討を進める必要があります。また、希望される事業所が決まっても対応できない場合だとか、普段は使っていないが緊急時にはどこかに受け入れてもらわないといけないような状況は、輪番制の事業所をお願いするなど、受け入れ先を確保したいというところを今後詳しく検討していきます。

それから最後に、24時間対応可能な相談機能です。相談機能も、コーディネーター機能も含めて、現状の津市基幹障がい者相談支援センターでは24時間対応が、職員体制等もありましてなかなか難しいというところがありますもので、今後は、津市基幹障がい者相談支援センターに緊急対応機能、短期入所を受けってもらうためのコーディネーターの機能を追加しながら事業を展開していく必要があるのではないかとということと、それから基本情報を把握している特定相談支援事業所が本人の普段の様子を把握してもらっているので、リスクマネジメントを行うように働きかけていくことも重要、プランニング能力の向上ということで研修等もどんどん入れていかないといけないということで、計画相談事業所連絡協議会にも働きかけが必要だということで検討させていただきます。

それらを踏まえて、次が津市の地域生活支援拠点等をどんなふうに整備するかというイメージ図です。こちらは素案ですもので、今後、検討していく中でどんどん変わってくるかと思えます。利用者、家族、矢印やピンク色の吹き出しで書かせてもらっているのが11月にご意見いただいた部分になってくるのですけれど、来年度はさらに具体的に関係機関のご協力をいただきながら、検討を進めてまいりたいと思っております。

短期入所の受け入れについて輪番制というのが一番下に書いてあるのですけれど、緊急対応が必要な時にこれまでの検討の中では輪番制で、今月はここです、来月はここですというように利用していただくという話だったのですけれども、受け入れ体制のこと等々ありますので、事前登録制にさせていただくということで、登録した事業所に、緊急ショートを受け入れを要請するというようにし

て、受け入れられない場合や、事前に利用を希望する事業所がない方は輪番制でお願いしてはどうかということで、この2つの道筋で作成しました。

来年度に向けて地域生活支援拠点等整備検討委員会を、3、4か月に1回開催していましたが、具体的に検討ができるように開催回数を増やしていきたいというところと、ワーキンググループにも意見を頂戴しながら、計画相談事業所連絡協議会も含め様々な事業所に、ご協力いただきながら検討を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(千草会長) ありがとうございます。今年度4月以降地域生活支援拠点等整備検討委員会で検討してきたことを、前回11月の第3回津市地域自立支援協議会で協議いただきまして、ここへまとめていただいたということだと思います。特に前回、輪番制でかなり意見が出ましたところは、まずは利用者希望の登録制にし、だめだったら輪番制でというような、二段構えのような案をつくっていただきましたが、どうでしょう。今、事務局から説明がございましたが、何かご意見、あるいはご質問等ございましたらお出してください。どうでしょうか。いかがでしょうか。ご意見、あろうかとは思いますが。今のところはこのようなことでよろしいですか。

(塚本委員) ちょっとよろしいですか。

(千草会長) はい、どうぞ。

(塚本委員) 登録制を導入されるということなのですが、登録制で、障がいの程度にもよるのでしょうけど、重度の方とか、ある程度のところは網羅できるのかとか、どこら辺までは登録制で拾えてというのが想定されているのかとかは検討されているのかと思ったのですが、いかがでしょう。

(事務局) そのところは、また今から煮詰めていかないといけないと思うのですけれども、この間の本会で出ていたのは、障がい福祉サービスにつながっている人、つながっていない人と、いろいろあると思うのですけれども、例えば手帳を持っているだけの方というのもお見えになります。その方が登録されるかどうか、登録の対象にしていくのかどうかというのは、今から考えていかないといけないところだと思うのです。また、サービスを使っていないということは、普段は何とか自分で自立して生活してみえるのかとは思ったりもしますので、その辺もまたいろいろと詰めていかないといけない部分はあると思います。

(千草会長) 具体的に検討なさるということですね。

(塚本委員) 以前から皆さんが問題にされているように結局、受け入れられる側に適したところに受け入れてもらわないと意味がないと思うので、その輪番制の問題とか指摘されていたのですが、登録制にして、ある程度解消できるというのであったらこの輪番制を予備でというのもあり得ると思うのですが、単にリストをつくってまわす。不公平感という話もありますけどその兼ね合いをどうするかというのが、バランスが大事なのかというふうに思います。

(千草会長) はい、どうぞ。

(市川委員) 今の事務局の回答に補足させていただいてよろしいですか。

整備検討委員会では一応、そのハイリスクの抽出の仕方というところ辺りは少し検討してくださいというふうにお願いをしております。例えば、一人暮らしで進行性の病気がある状態であって、一定のステージ以上である方ですとか、主に介護を担っているご家族さんに重篤な病気がある、もしくは要介護状態にある、認知症がある等のリスク。これらのいくつかをこちらでピックアップをする必要があるのかと。この状態で暮らしている障がい者の方々を、まずは計画相談、それから津市地域障がい者相談支援センター等でしっかりと背景の洗い出しをしていただいたうえで、本人が希望される方が恐らく登録されるのではないかというふうには思われます。ですので、その段階でご本人さんの状況がつかめるのであれば、恐らくその障がい特性に応じて、例えば旧法で言う身体障害者支援施設がいいでしょうか、病院系がいいでしょうか、知的障害者支援施設がいいでしょうか、ある程度分類されていくのかという予測は立っています。要はどういうふうなマトリックスのシートをつくるかという辺りは、これから恐らく津市基幹障がい者相談支援センター中心で考えていただくことになると思います。今、そんな感じの話し合いをしているところです。

(高鶴委員) すみません。

(千草会長) はい、どうぞ。

(高鶴委員) 確かにリスクがかなりあるご家庭もあると思うのですがけれども、福祉につながっていないということからいくと、一般就労して普段は家庭で困りごとがないと思われていますけれども、家族がいなくなったら、ご飯をどうするのかとか、薬とか健康管理をどうするかというところが、やはり問題にな

ってくると思います。

登録していないのは、親が抱え込んで登録していない場合と、うちはそこまでのレベルではないから大丈夫ですよと思っている場合と、二分極化しているのではないかと思います。うちの作業所の利用者も、2人とも一般就労してみえましたが、親御さんは、兄弟も一緒にいるし大丈夫みたいに思ってみえる人もありますが、何かあった場合に同居しているとは言いながらもご兄弟が見ていられるかというのも問題があると思います。そういう人たちは、どんなに登録を薦めても登録されないと思います。しかし、突然どこにも支援が繋がっていない人が目の前に出てくると、本当にどこも受けられないという問題がありました。あとになって「そんなことだったの」というのが親の会の会員にもありましたので。

(千草会長) 緊急というのは、それまでどうもなかった。

(高鶴委員) そうです。

(千草会長) 急に何か大きなことが起こって緊急になるわけですね。親御さんが倒れるとか。ありがとうございます。あと、どうでしょう。ご意見はございませんでしょうか。具体的なところはまた、これから検討委員会でどんどん詰めていっていただくというようなことですが、何か検討委員会でこんなことをもう少しやったらどうかとかいうようなご意見もよろしいかと思いますが。はい、どうぞ。

(塚本委員) 要するに登録制を広く、皆が登録してもらったほうが機能するということだと思いますが、何が理由で登録を拒んでいるのかというのは、私はちょっとよくわからないのですが、要するに緊急のためなので登録だけはしてくださいという周知や、広く登録してもらえようにする方法みたいなのは、やはり検討する必要があるのかと思います。受け入れてもらいやすい案内の仕方が、工夫がちょっと必要なのかと思います。

(千草会長) また検討委員会で今後、今のご意見等々、具体的周知する。そういう手だても考えていただけるといいかなと思います。ありがとうございます。あとの委員さん、よろしいでしょうか。池田委員、よろしいですか。この間、いろいろ意見を出していただきましたが。

(池田委員) 一歩ずつ肉がついてきたかという思いで、いろいろな諸問題というのは、今後の検討の中で具体的になってくるのか、そういう思いで拝見させて

いただいております。市の検討委員会においてまた期待をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(千草会長) では続きまして、2つ目の津市障がい福祉総合プランの策定について、事務局からお願いいたします。

(事務局) 津市障がい福祉総合プランの策定につきまして、説明させていただきます。資料につきましては、津市障がい福祉施策に関する調査結果報告書(案)と津市障がい福祉施策に関する調査で、障がい者、障がい児、そして市民。それと一枚ものの資料、この4つの書類になります。

第3回の自立支援協議会におきまして委員の皆様には障がい者、障がい児、そして市民を対象としたアンケートをご確認いただいたかと思いますが、令和元年11月22日から同年12月20日までを調査期間としたアンケート調査を実施し、取りまとめました。2ページ目の3、配布回収数というところがあるのですけれども、こちらは障がい者は3,000枚、障がい児につきましては500枚、市民調査につきましては1,000枚を配布させていただいて、回収がどれだけあったのかという表になっております。いわゆる、この統計学上に見られます標本誤差につきまして、総合プランの策定の受託業者であります日本開発研究所三重の池山氏に説明をお願いしたいと思いますが、会長、よろしいでしょうか。

(千草会長) はい、お願いします。

(池山氏) よろしくお願いたします。アンケート結果につきまして、先ほども2ページでご覧いただきましたように、「障がい者調査」「障がい児調査」「市民調査」の3種類行いましたが、回収率はいずれも40パーセント台で50パーセントには至っておりませんでした。それではこの40パーセント台という結果がアンケートの調査として精度がきちんと保たれているのかというところの確認としまして、資料を付けさせていただきます。数字と数式が載っておりますけど、見方としまして、その精度が保たれているかどうかというのを誤差、もし全員に配った場合の結果と今回のように抽出で配った場合の結果でどれぐらい差が見込まれるのか、その差が小さければ小さいほど精度が高い調査であるということになります。

今回の調査で見ますと障がい者の欄を見ますと、母数1万2,618人が対象になります。それに対して回収が1,479人ということで1割弱の方が、回答があったわけなのですが、この数字を基にその誤差率を計算しますと、1番右側

にあります50%というところで、2.4という数字がございます。これは、どういう意味かと言いますと下にあるように、50%の回答があった場合に計算上はプラスマイナス2.4。47.6%から52.4%の間に計算上、統計上は数字があるというものになります。2.4というのが最大誤差、今回の障がい者のアンケートにおける最大誤差と見込まれます。

この最大誤差が大体5%に収まることが望ましいと言いますか、大体それぐらいを見込むことが一般的な調査等では多いかと思えます。それから見ますと、障がい者の調査は十分な精度が保たれていると思われまます。

市民の調査につきましてもほぼ5ということで、精度は保たれていると言えらと思えます。

一方、障がい児につきましてもは5.4ということで、その目安となる5.0を超えてはいるのですが、これは絶対数が小さくなっておりまして、今回も223人という回収数なのですが、これが仮に300人であったとしても、母数が少ない場合は1人の意見をこちらの意見からこちらの意見に移るだけでその分ぶれるというか、振れますので、絶対数が少ない調査というのはこの誤差がどうしても大きくなってしまいます。

ですので、そもそも対象数が全員配っても699だったこの障がい児の調査につきましてもは、そもそも統計学的に誤差が大きくなる傾向がありますので、この5.4というのがこの母数から考えると妥当な数字なのかと思えますので、今回の調査はいずれも統計学的には制度は保たれていると言えらと思えます。今回の調査についてはそういうことで今後の分析等をしていきたいと思っております。以上でございます。

(千草会長) はい、ありがとうございます。

(事務局) この調査結果報告書(案)につきましてもは、単純に回答を表にしたものであります。ですので、まだ分析等は行っておりませんもので、今後におきましても分析等を行ったものを皆さまにご提示させていただきたいと思えます。

今回はあくまでもアンケートの報告いただいた内容を集約したものということをご了承いただきたいと思えます。

障がい福祉総合プランの策定スケジュールにつきましてもは、説明させていただきたいと思えます。令和2年度の5月頃にサービス提供事業者や当事者団体、15団体を予定しているのですけれども、そちらのヒアリング調査を行うにあたって、その前段の資料としまして、支援を必要とする利用者の利用状況や、その事業所の過不足であったり、あるいは障害者支援施設やグループホームから地域に移行するためにはどういった支援が必要になるのか、あるいは一般就労に

移行するための事業所の支援体制はどのようになされているのか、そういった内容でサービス提供事業者や特別支援学校など、約250事業所に対してアンケートを2月中に発送し、3月下旬の回収を予定しております。これが、今年度におけます調査のスケジュールとなっております。

以上が現時点での、津市障がい福祉総合プランの策定についての説明となります。よろしくお願いいたします。

(千草会長) この報告書(案)は、まだこれから分析をするということである数字になりましたということだそうですが、もし何かご意見等があれば。たくさんの方のデータですのでなかなか全部見て何か意見をということは難しいかと思いますが、何か単純に数字を上げたところで何か特徴的なこととか、何か重要として感じられたことはありますか。

(事務局) どうしても細かくアンケート調査をさせていただいておりますので、選択方式にはしてあったというものの、やはり障がい者の方の中では難しい質問になるため回収率が50パーセントに満たなかったのかという思いもありますけれども、精度上は先ほども説明させていただきましたが問題ないということですので、その点をご理解いただきたいです。

(千草会長) 前回のほうが回収率はよかったですか、多少は。

(事務局) そうですね。年々、アンケートにご協力いただける環境というのものがあるのか、以前ですと協力していただいた方もやはり高齢になられて、前回あたっての方にあたっているわけではないのでしょうか。

(千草会長) はい、ありがとうございます。

(高鶴委員) 1つは、第2次ベビーブームの人が40代になっていますでしょう。その親が70代ということはやはり、アンケートを送ってくださいと言ってもなかなか記入する気力もない人も出てきているのではないかと思いますけど。

(岡田委員) すみません。

(千草会長) はい、どうぞ。

(岡田委員) 内容というよりは書き方の話なのですが、例えば23ペー

ジの間28、「あなたは主にどんな仕事をしていますか」というところで選択肢がこれだけあって、その次の間29に「間28で8を選んだ方にお尋ねします」というふうに書いてあるのですけれど、その8が何かというのがちょっと、ぱっと見るだけでは分からないので。ほかのところには「なにになに、と回答した方にお尋ねします」と具体的に書いてあるところと数字で書いてあるところがあるので、そこをちょっと分かるようにしていただけるといいかと。

(千草会長) ちなみに8は何でしたか。

(事務局) 「していない」ですね。お仕事していない方を選ばれた方、していない理由は何ですかというふうに、確かにここだけでは分かりませんので、そのようにさせていただきます。

(千草会長) 他にお気づきの点等ございましたら。

(藤川委員) はい。

(千草会長) はい、どうぞ。

(藤川委員) 間26ですが「障がい程度の重さを理由として、サービス提供事業者から利用を断られたことがありますか」というので、「ある」が6.1%なので、これに対する理由をちょっと聞きたいと思いました。

(千草会長) アンケートはもう終わっているのですが設問に関してはまた次回という事で、ちょっと今回は難しいですね。けれど大事なところだと思います。ほかにはいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(事務局) 今回、クロス集計を行っておりませんもので、また個人的な意見や理由等も何もここには書かれていません。ですので、そういった資料を集計させていただいて、次回はきちんと分析させていただいたものを皆さまにご提示させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(千草会長) ではまた、もっと詳しく具体的なものが次回できますのでこのアンケートに関しましてはこれで終わりたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、その他というところで事務局から何かありましたらお願ひします。

(事務局) はい、夢の郷から日中サービス支援型の共同生活援助事業所あすかの活動報告についてということで、ご報告いただきたいと考えておりますので、資料を配らせていただきます。

(又市委員) 夢の郷の又市と申します。グループホームをやっております。日中サービス支援型共同生活援助事業に関しては、これを始める前に実は、いわゆる重度化高齢化ということで、障がいが重くなったら、グループホームで暮らせないとか、こんなに歳をとってきてもグループホームで暮らしているのかと。

本人はグループホームで暮らしたいのです。いろいろなご意見がありましたところで人員配置を手厚くし、バリアフリーのグループホームで歳をとっても暮らせるように、また「今日は生活介護に行きなさい」とか「就労に行きなさい」ではなくて、「今日はちょっと体調が悪いから1日グループホームに居てもよろしいか」というようなグループホーム。

横浜のナーシングホームを私たちは理想としていたのですが、近いかたちでグループホームをやりたいということを理事会で承認していただきまして、日中サービス支援型共同生活援助事業というサービスが始まったときに、手を挙げたわけです。

そのときに「この事業は単価の高い事業で、定期的な事業評価をどこかでしてもらいなさい」と当時の県に言われました。

県から国へ問い合わせてもらい、評価の方法は、市の自立支援協議会で報告してもらったらいいのではないですかという回答をいただきましたので、本来はもともと、その評価表というのができておりまして、今頃は。その評価表に沿って、もっとこと細かに精査した報告をさせていただくはずなのですが、今回はこのようなかたちでご報告いたします。

日中サービス支援共同生活援助、私たちは日中サービス型と短縮して呼んでいます。それで、平成30年の8月、4月から準備させてもらったのですが、認可が下りたのが8月1日で、だから30年度とそれから令和元年度、数字はあげておりますけれど、これが前年度と比較してどうかということが、なかなか難しいと思います。単に利用者さん、利用された方がこうで、このようにやりましたというようなふうにご理解いただきたいと思います。

事業の良かったところとしては短期入所が併設されております。入所者は6人なのですが、1名退所する前は7名でした。1名減りまして6名入所です。

それから1名、短期入所を利用。日中活動に関しては当初は、今日は通所に行きたくないという方もいらして、DVDとか本とか折り紙、そういうものを準備させてもらいました。

職員配置が3対1です。土曜日、日曜日もありますので、必ず毎日職員が2人

ずついるわけではないのですが、手厚い対応を行っております。

それから夜も24時間、夜勤の職員がおりまして、不安になったとか発熱などの場合、早く対応できますので、入院する利用者はありませんでした。

今までは、精神のグループホームでは毎月入院が必ず1割から2割程度ありました。このグループホームでは入院が全くありませんでした。そして穏やかに暮らせるということで日中活動にも自ら積極的に参加できるようになりました。

休む人は特に体調の悪い数名が年に数日ぐらいで、その方以外は休むこともなく、入院もなかったという、当初の予想とはずいぶん違った。といううれしい報告になります。

では、2年目になってどうかというと、2年目は短期入所で、よかった点を報告させてもらいます。

短期入所は緊急利用がほとんどでした。やむを得ず家族と離れる体験をされて、結果的には親御さんから自立して暮らすことができるようになった方が3名いらっしゃいます。最初は寂しくてどうされるのかと思っていた方にお友達ができ、いろいろな支援員が関わる中で「誰とでも一緒に地域で暮らせるのだ」と安心感を持っていただいた。そのおかげかと思っております。

そしてもう一つは地域の関係機関。今まで短期入所と言うと、入院するときでもそうですけど、相談支援事業所の支援員から「こういう方です」と家族が見学されて、本人も見学されて利用していました。この事業は、いろいろな関係機関とネットワークが組め、利用者が自立するためのネットワークが広がっていたということが、初めに考えていた以上の効果があったと思います。

では、そこに住んでいる人はどうかというと、いろいろな方がここを利用される中で自分のできることを伝えたり、外部からの情報等により刺激的というのか、自分の事業所での役割が果たせたということで、すごく自己価値の高まった暮らしができたと言われました。

本来は、地域に根差した活動をしなくてはいけないとか、それから日中活動に行けない方に日中活動の提携を行うとなっていましたが、それがほとんどなかったのが、これがなぜか不思議な感じがします。

もし来年度、三重県の定める報告様式があつて、このような評価、例えば5段階評価なのか、記述式なのか、決定されましたら、また改めて報告させていただきますのでよろしく申し上げます。

(千草会長) ありがとうございます。ほかにもいろいろここに記述がしてありますけれども、あとはよろしいですか。

(又市委員) 読んでいただいたら結構です。

(千草会長) 今、説明していただいた部分、それからここに書かれているところですね。これは本来、この自立支援協議会で評価をするのですか。

(又市委員) 三重県によりますと、こちらで評価をいただくということです。「こんなことではいけないのではないか」とか「もっとこんなことをしてほしい」とか。言い忘れましたが、この1年間、社会福祉法人とか事業所でも日中サービス支援型のグループホームをつくりたいということで施設を見学される方が多かったので、重度の利用者も地域で暮らせるという見通しが、だんだんついてきたような気がします。

(千草委員) はい、ありがとうございます。何かご質問等ございましたら。単純な質問でもいいと思うので。

(本弘委員) 教えてください。自立支援協議会等でこれを報告しなさいという、そのような話なのですか。

(又市委員) 事業登録のときに、どこで評価を受けるかというのはまだ決まっていなかったそうです。ただこの事業についての評価を受けるという条件のもとに、この事業が認可されたということです。そのときにどこで評価を受けたらよしいですかということ、三重県に問い合わせたところ、「津市の自立支援協議会でどうですか」と言われました。

(本弘委員) この事業所、増えたら大変ですよ。そうすると。

(又市委員) そうですね。でも。

(本弘委員) 20も30も津市内にできたらどうするのですか。

(又市委員) その後は県で様式をつくって、それに関するような評価ということになるかと思います。

(事務局) すみません。

(千草会長) はい、どうぞ。

(事務局) 実は、この日中サービス支援型共同生活援助事業所、このグループホームは、今、まだ県下では2つしかないわけです。県下初が夢の郷ということになるのですけれども、それでその国から出されている通知の中で、この日中サービス支援型グループホームというのは、この地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点からという意味合いで、地方公共団体が設置する協議会等に対して定期的に事業の実施状況を報告し、というようなものがあります。それで協議会等から評価を受けるとともに、協議会の委員の意見を伺ってくださいというふうなのがございます。そういうものがありますので、今日、ご報告をいただいたと。こういうかたちになっておりまして、本弘委員からご質問あった件なのですけれども、今、まだ県内で2つだということで、又市委員の報告の中にもありましたが、いろいろな法人等が見学しているという中で、事業所が増えてくるかと思えます。

そういったときにその市の自立支援協議会、今は津市と、もう1件は松阪市ですけれども、様式や評価の方法等は統一されたものでないといけないと思いますので、三重県として、今検討中というのはお聞きしております。このグループホーム自体は、許認可というのは三重県ですので、評価方法等も三重県が検討中ということ聞いています。

(千草会長) はい、ありがとうございます。何かご質問ございますか。この協議会が評価をするのですか。

(事務局) 国の、その当時、当時というのは平成30年2月ぐらいのこの制度ができたときの通知によりますと、その地方公共団体が設置する協議会等というのがありまして、協議会とは何なのかと言ったら自立支援協議会のことです。これは私の私見ですが、地域自立支援協議会というのは市町レベルにもありますし、県にもあります。今は市町のほうでと県はそのように言っていますが、後々どうなるかというのはちょっと分かりません。

(千草会長) 本会で、という定義ではないのですね。

(事務局) そうですね、本会ということまでは書いていないです。

(千草会長) 例えば、この生活のほうを担当しているワーキンググループのところで検討協議するということも可能ではあるわけですね。事業所が増えてきた場合には。

(事務局) それも考えられそうかなということです。

(千草会長) ありがとうございます。今のところは県下2か所しかなくてということなのですね。松阪市は、松阪市の地域自立支援協議会で何かされている。

(事務局) ちょっとそこは分かりません。夢の郷が1番なので、津市が最初に評価を実施するということになります。

(千草会長) 松阪市は津市を真似てということになりますか。

(事務局) ちょっとどうされるのか分からないのですが。

(千草会長) はい、ありがとうございます。あと、いかがでしょう。ほかに又市委員さんから何か追加でありましたらどうでしょう。

(又市委員) 先ほどの、地域生活支援拠点等の整備、このときの短期入所も含めてですけど、連れて来られる方が「いいわ、あなたのところが受け入れてくれれば」と言われます。本人の意思はあまりないです。それで私たちは昔から短期入所は本人の調子がいいときに一度見学して、もし家族等に何かあったときは、こんな暮らしがあるのだということを本人に了解された上で、緊急の短期入所はいくらでも受けられますと、そういう提案をしています。

しかしながら先ほど高鶴副会長がおっしゃったように、誰も自分に緊急事態が起こるとは考えていない。最近も火事で家をなくされた方が2か月ほど入所されていましたが、誰もこうなるとは想定していないわけです。この登録も含めて安心を買うみたいな感じで、ご利用いただいたり、見学に来ていただければいいかと思います。

(千草会長) ありがとうございます。それでは、今回は報告をいただきまして、ご意見もいただいたということで、日中サービス支援型共同生活支援事業所のあすかの活動報告は、これでよろしいでしょうか。

(一同反対意見なし)

(千草会長) それでは、ほかに何か事務局からございますか。

(事務局) 本日はどうもありがとうございました。委員の皆さまには、この2

年間、津市基幹障がい者相談支援センターあるいは地域生活支援拠点等について、いろいろとご協議をいただきまして本当にありがとうございました。皆さんの任期は令和2年4月30日までとなっておりますので、今任期の自立支援協議会は今日が最後ということになります。本当にありがとうございました。

また後日、団体の会長様宛等に委員の推薦のご依頼させていただきますので、年度当初の忙しい中にはなると思いますがよろしく願いいたします。

新年度ですが、委嘱式もあります。5月中旬にその委嘱式と第1回の本会を予定しておりますので、また日程が決まり次第お知らせをさせていただきます。ご出席をよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。